

公 示 送 達 書

下記の書類は、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条の規定で準用する地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達します。

なお、同法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、送達する書類は名取市役所健康福祉部保険年金課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 9 月 1 1 日

名取市長 山田 司郎



送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称・事業所名等	備 考
令和 8 年度後期高齢者 医療保険料納入通知書	長谷川 勲	
令和 8 年度後期高齢者 医療保険料納入通知書	ロスト 恵子	
令和 8 年度後期高齢者 医療保険料納入通知書	佐竹 千穂子	
令和 8 年度後期高齢者 医療保険料納入通知書	安藤 広行	

(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。